

令和5年2月20日

第460回白石市議会定例会議案

目 次

第 1 号議案	固定資産評価審査委員会委員の選任について	・・・	1
第 2 号議案	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	・・・	2
第 3 号議案	専決処分の承認を求めることについて（専決第 1 号） （令和 4 年度白石市一般会計補正予算）	・・・	3
第 4 号議案	宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村職員退職手当組合同規約の変更について	・・・	4
第 5 号議案	宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更について	・・・	6
第 6 号議案	宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更について	・・・	8
第 7 号議案	白石市外二町組合同規約の変更について	・・・	10
第 8 号議案	白石市個人情報保護法施行条例	・・・	12
第 9 号議案	白石市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例	・・・	18
第 10 号議案	白石市部設置条例の一部を改正する条例	・・・	27
第 11 号議案	白石市民バス条例の一部を改正する条例	・・・	29
第 12 号議案	白石市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例	・・・	31
第 13 号議案	白石市地籍調査実施委員会条例を廃止する条例	・・・	33
第 14 号議案	白石市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	・・・	35
第 15 号議案	簡易給水施設補助金交付に関する条例の一部を改正する条例	・・・	37
第 16 号議案	白石市道路占用料条例の一部を改正する条例	・・・	39
第 17 号議案	白石市公共物管理条例の一部を改正する条例	・・・	51

第18号議案	財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例	・・・59
第19号議案	白石市材木岩公園等設置条例の一部を改正する条例	・・・63
第20号議案	白石市都市公園条例の一部を改正する条例	・・・67
第21号議案	こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	・・・70
第22号議案	白石市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	・・・72
第23号議案	白石市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	・・・75
第24号議案	白石市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	・・・78
第25号議案	白石市国民健康保険条例の一部を改正する条例	・・・81
第26号議案	白石市道路線の認定について	・・・83

第 1 号議案

固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 白石市
氏 名 小 関 市次郎
生年月日

住 所 白石市
氏 名 齋 藤 信 子
生年月日

住 所 白石市
氏 名 日 下 功 男
生年月日

令和5年2月20日

白石市長 山 田 裕 一

第 2 号議案

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

記

住 所 白石市
氏 名 半澤 美智子
生年月日

令和 5 年 2 月 20 日

白石市長 山 田 裕 一

第 3 号議案

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年度白石市一般会計補正予算（専決第1号）

（令和5年1月31日専決）

令和5年2月20日

白石市長 山 田 裕 一

第 4 号議案

宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少
及び宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、
令和 5 年 3 月 31 日限り、宮城県市町村職員退職手当組合から白石市外二町
組合が脱退し、宮城県市町村職員退職手当組合規約を別紙のとおり変更する
ことについて、同法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 20 日

白石市長 山 田 裕 一

宮城県市町村職員退職手当組合同規約の一部を変更する規約

宮城県市町村職員退職手当組合同規約（昭和37年規約第3号）の一部を次のように変更する。

別表第1中「、白石市外二町組合」を削る。

附 則

- 1 この規約は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 宮城県市町村職員退職手当組合同負担金条例第6条第1項の規定により白石市外二町組合が令和5年3月31日までに宮城県市町村職員退職手当組合同に納付した負担金の総額と同日までに退職した白石市外二町組合職員に支給した退職手当の総額との差額（以下「脱退清算金」という。）は、白石市外二町組合同規約に規定する持分の割合により、白石市が86.7パーセントを、蔵王町が8パーセントを、七ヶ宿町が5.3パーセントを脱退清算金として納付するものとする。

第 5 号議案

宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 7 第 2 項の規定により、令和 5 年 3 月 31 日限り、宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会から白石市外 2 町組合を脱退させ、宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約を別紙のとおり変更することについて、同条第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 20 日

白石市長 山 田 裕 一

宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の
一部を変更する規約

宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の一部
を次のように変更する。

別表第1中「・白石市外2町組合」を削る。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

第 6 号議案

宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 7 第 2 項の規定により、令和 5 年 3 月 31 日限り、宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会から白石市外 2 町組合を脱退させ、宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約を別紙のとおり変更することについて、同条第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 20 日

白石市長 山 田 裕 一

宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の一部
を変更する規約

宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の一部を次
のように変更する。

別表第1中「・白石市外2町組合」を削る。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

第 7 号議案

白石市外二町組合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、白石市外二町組合規約（昭和 33 年宮城県指令第 11370 号）を別紙のとおり変更することについて、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 20 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市外二町組合格約の一部を変更する規約

白石市外二町組合格約（昭和33年宮城県指令第11370号）の一部を次のように変更する。

第13条の次に次の1条を加える。

（事務の承継等）

第14条 組合の解散に伴う事務の承継については、組織市町の議会の議決を経た協議をもって定める。

附 則

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

第 8 号議案

白石市個人情報保護法施行条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 2 0 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市個人情報保護法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(個人情報ファイルの保有等に関する事前通知)

第3条 実施機関が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該実施機関は、あらかじめ、市長に対し、法第74条第1項各号に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の規定は、法第74条第2項各号に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

3 実施機関は、第1項に規定する事項を通知した個人情報ファイルについて、当該実施機関がその保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが法第74条第2項第9号に該当するに至ったときは、遅滞なく、市長に対しその旨を通知しなければならない。

(手数料等)

第4条 法第89条第2項の規定による保有個人情報の開示に係る手数料は、無料とする。

2 法第87条第1項に規定する写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(審査会への諮問)

第5条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定（同法第51条の規定に限る。）の施行の日から施行する。

(白石市情報公開条例の一部改正)

第2条 白石市情報公開条例（平成16年白石市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「（白石市個人情報保護条例（平成16年白石市条例第28号）を除く。）」を削る。

(白石市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第3条 白石市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成16年白石市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「次に掲げる条例」の次に「及び法律等」を加え、「審査請求について」を削り、同項第2号を次のように改める。

(2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項

第2条第1項に次の3号を加える。

(3) 白石市個人情報保護法施行条例（令和 年白石市条例第 号）第5条

(4) 白石市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 年白石市条例第 号）第45条及び第50条

(5) 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護

委員会規則第1号)第7条第4項

第2条第3項中「実施機関」の次に「(白石市情報公開条例第2条第1号及び白石市個人情報保護法施行条例第2条第2項に規定する実施機関並びに白石市議会の個人情報の保護に関する条例第1条に規定する議会をいう。以下同じ。)」を加える。

第7条第2項前段中「諮問実施機関」の次に「(白石市情報公開条例第16条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関並びに個人情報の保護に関する法律第105条第3項により読み替えて準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関及び議会をいう。以下同じ。)」を加え、「個人情報」を「保有個人情報(個人情報の保護に関する法律第60条第1項又は白石市議会の個人情報の保護に関する条例第2条第4項に規定する保有個人情報をいう。以下同じ。)」に改め、同項後段及び同条第4項中「個人情報」を「保有個人情報」に改める。

(白石市個人情報保護条例の廃止)

第4条 白石市個人情報保護条例(平成16年白石市条例第28号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

第5条 次に掲げる者に係る旧条例第3条第2項又は第15条第2項の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の内容を他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

- (1) 前条の規定の施行の際現に旧条例第2条第6号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者(以下「旧実施機関の職員である者」という。)又は前条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者(以下「旧実施機関の職員であった者」という。)のうち、前条の規定の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者
- (2) 前条の規定の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

- (3) 前条の規定の施行前において指定管理者が管理する公の施設の管理の業務に従事していた者
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに旧条例第9条の規定によりなされた個人情報業務登録簿の作成等は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 施行日前に旧条例第16条第1項、第2項若しくは第3項、第27条第1項、第2項若しくは第3項又は第32条第1項、第2項、第3項若しくは第4項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。
- 4 施行日前に旧条例の規定により審査会に諮問がされた場合における旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。
- 5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第7号に規定する公文書（以下「旧公文書」という。）であって、個人の氏名、生年月日その他の記述等により当該個人を容易に検索することができるように体系的に構成されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を前条の規定の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- (1) 旧実施機関の職員である者又は旧実施機関の職員であった者
- (2) 第1項第2号に掲げる者
- (3) 第1項第3号に掲げる者
- 6 前項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧公文書（前項に規定するものを除き、その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を前条の規定の施行後に提供したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 7 第5項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧公文書に記録されている旧個人情報（旧個人情報に該当しない旧条例第2条第3号に規定する特定個人情報を含む。）を前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図

る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

8 前条の規定の施行前において旧条例第15条第1項の委託若しくは管理の事務を行う法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業員であった者が、その法人又は人の業務に関して前3項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本項の罰金刑を科する。

9 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につきその法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第6条 附則第2条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

第7条 この条例の施行の際現に実施機関が保有している個人情報ファイルについての第3条第1項の規定の適用については、同項中「保有しようとする」とあるのは「保有している」と、「あらかじめ」とあるのは「この条例の施行後遅滞なく」とする。

第 9 号議案

白石市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 2 0 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例 例

(目的)

第1条 この条例は、本市の豊かな自然環境、美しい景観及び安全安心な生活環境の保全と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和を図るために必要な事項を定めることにより、自然環境及び生活環境に配慮した、いつまでも住み続けられるまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生可能エネルギー源 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第3項各号に掲げる再生可能エネルギー源をいう。
- (2) 再生可能エネルギー発電設備 再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその附属設備（送電に係る電柱等を除く。）をいう。
- (3) 事業 再生可能エネルギー発電設備の設置（当該設備を設置するために行われる土地の造成工事（立木の伐採、切土、盛土等を含む。）を含む。）及び当該設備による発電を行う事業をいう。
- (4) 事業者 事業を計画し、これを実施する者をいう。ただし、国及び地方公共団体を除く。
- (5) 事業区域 事業を行う一団の土地（再生可能エネルギー発電設備に附属する管理施設、変電施設、緩衝帯等に係る土地を含む。）の区域であつて、柵、塀等の工作物の設置その他の方法により当該一団の土地以外の土地と区別された区域をいう。
- (6) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (7) 自治会等 その活動区域に事業区域を含む地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体その他これに類する団体をいう。
- (8) 住民等 自治会等の活動区域又は事業により影響を受ける可能性を

有する区域に居住する者及びこれらの区域に所在する法人その他団体並びに土地若しくは建築物を所有し、又は使用する者をいう。

(9) 廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。

(10) 所有者等 事業区域の土地の所有者、占有者及び管理者をいう。
(基本理念)

第3条 市の豊かな自然環境、美しい景観その他安全安心な生活環境は、市民の長年にわたる努力により形成されてきた市民共通のかけがえのない財産であり、現在及び将来にわたってその恩恵を享受し、持続可能な未来を継承できるよう、市民の意向を踏まえて、その保全及び活用が図られなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、この条例の適切かつ円滑な運用を図らなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、関係法令及びこの条例を遵守するとともに、市の豊かな自然環境、美しい景観、その他安全安心な生活環境に十分配慮し、住民等との良好な関係の保持並びに地域振興に寄与するよう努めなければならない。

2 事業者は、自然環境等を損ない、災害による被害等が発生しないよう再生可能エネルギー発電設備及び事業区域を適正に管理しなければならない。

3 事業者は、事業で発生する廃棄物を適正に処理するとともに、事業を終了しようとするときは、再生可能エネルギー発電設備を放置することなく速やかに撤去し、及び適正に処分し、並びに事業区域に係る土地を原状に回復しなければならない。

4 事業者は、事業終了後に前項に規定する対策を速やかに講じるため、必要な資金の確保に努めなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、この条例に定める手続の実施に協力

するよう努めなければならない。

(所有者等の責務)

第7条 所有者等は、基本理念にのっとり、事業により、自然環境等を損ない、又は災害の発生を助長するおそれのある事業を行おうとする事業者に対し、土地を使用させないように努めなければならない。

2 所有者等は、基本理念にのっとり、事業により、自然環境等を損ない、災害による被害等が発生しないよう、事業者に対し、土地を適正に管理することを求めなければならない。

(適用を受ける事業)

第8条 この条例の規定は、発電出力10キロワット以上の事業に適用する。ただし、太陽光を再生可能エネルギー源とする事業で、次に掲げる事業については、この限りでない。

(1) 建築物の屋根、屋上に設置する事業

(2) 次条第1項に規定する抑制区域以外の区域において、個人が自己の居住する土地及び隣接する土地で行う発電出力50キロワット未満の事業

2 前項に規定する発電出力は、実質的に一体と認められる場所で、複数の再生可能エネルギー発電設備に分割して設置する場合は、合算した発電出力とする。

3 この条例の規定は、既に設置された再生可能エネルギー発電設備を増設することにより、前2項に規定する発電出力以上となる事業においても適用する。

(抑制区域)

第9条 市長は、次に掲げる区域のうち特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、事業者が再生可能エネルギー発電設備の設置を抑制する区域（以下「抑制区域」という。）を指定することができる。

(1) 豊かな自然環境が保たれ、地域における貴重な資源として認められる区域

(2) 特色ある景観として良好な状態が保たれている区域

(3) 歴史的又は文化的な特色を有する区域として保全する必要がある区

域

(4) 土砂災害その他自然災害による被害の危険性が高い区域

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める区域

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定により指定した抑制区域を変更し、又はその指定を解除することができる。

3 市長は、第1項の規定により抑制区域を指定しようとするとき又は前項の規定によりその指定を変更し、若しくは指定の解除をしようとするときは、白石市環境基本条例（平成7年白石市条例第22号）第22条に規定する白石市環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

（説明会の開催）

第10条 事業者は、事業を実施しようとするときは、次条第1項の規定による協議を行う前に、住民等に対し、事業に関する説明会を開催しなければならない。ただし、市長が説明会を開催することが困難であると特に認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、次条第2項の規定による変更の協議について準用する。ただし、事業の変更が規則で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

3 事業者は、設置しようとする再生可能エネルギー発電設備の出力の合計が50キロワットに満たない場合には、住民等への戸別訪問その他適当な方法をもって住民等に当該事業に関する計画（以下「事業計画」という。）を周知することにより、前2項の説明会に代えることができる。

4 住民等は、事業者に対し、事業計画について意見を申し出ることができる。

5 事業者は、前項の規定による意見の申出があったときは、当該申出をした住民等と協議しなければならない。

6 事業者は、住民等の理解を得られるよう努めなければならない。

（協議の届出）

第11条 事業者は、第8条に規定する事業の実施について次条第1項に規定する市長の同意を得ようとするときは、当該事業に着手しようとする日

の90日前までに、次に掲げる事項を市長に届け出て協議しなければならない。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地。第21条第1項において同じ。）
- (2) 事業の着手予定日及び完了予定日
- (3) 事業区域の所在地及び面積
- (4) 事業の内容
- (5) 前各号に掲げるもののほか規則で定める事項

2 事業者は、前項の規定により同意を得た事項を変更しようとするときは、速やかにその旨を市長に届け出て、協議しなければならない。

（同意）

第12条 事業者は、事業を実施しようとするとき、又は実施している事業を変更しようとするときは、市長の同意を得なければならない。

2 市長は、事業区域の全部又は一部が抑制区域に位置するときは、同意しないものとする。ただし、市長がこの条例の目的に照らして支障がないと認めるときは、この限りでない。

3 市長は、同意に際し、自然環境等の保全及び災害による被害の防止のために必要な条件を付することができる。

4 事業者は、前項に規定する条件について、必要な措置を講じ、その結果を市長に届け出なければならない。

（審査及び協議結果の通知）

第13条 市長は、第11条に規定する届出があった場合は、協議に係る審査を実施し、必要に応じて、審議会の意見を聴くことができる。

2 市長は、協議が終了したときは、事業者に協議結果を通知するものとする。

（事業の着手等の届出）

第14条 事業者は、事業に着手し、又は事業を完了し、中止し、若しくは中止していた事業を再開するときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（事業の確認）

第15条 市長は、前条の規定による届出があったときは、速やかに市の職員に現地を確認させるものとする。

(地位の承継)

第16条 事業者から事業譲渡等によりその地位を承継した者は、地位を承継した日から起算して30日以内に市長に届け出なければならない。

(災害及び事故発生時の対応)

第17条 事業者及び所有者等は、事業区域内における災害及び当該災害に起因する自然環境及び生活環境への被害が発生するおそれがあると認められるときは、速やかに現地を確認し、早急に必要な措置を講じるとともに、住民等に周知し、市長に通報しなければならない。

2 市長は、事業者及び所有者等から前項に規定する通報を受けたとき又は同項の被害が発生するおそれがあると認められるときは、当該事業者及び所有者等に対し、当該事態が生じることを防止するために必要な措置を講じることが求められることができる。

3 事業者及び所有者等は、事業の実施に伴い事故等が発生したとき又は住民等と紛争が生じたときは、自己の責任において誠意をもってこれを解決し、再発防止のための措置を講じなければならない。

(事業の終了)

第18条 事業者は、事業を終了するときは、あらかじめ規則で定めるところによりその旨を市長に届け出なければならない。

2 事業者は、再生可能エネルギー発電設備の撤去が完了したときは、撤去を完了した日から起算して30日以内に市長に届け出なければならない。

(報告及び立入調査)

第19条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し報告及び資料の提出を求め、並びに市の職員に事業区域に係る土地に立ち入り、当該事業に関する事項について調査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする市の職員は、職員証を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、これを犯罪捜査のために認めら

れたと解してはならない。

(助言、指導又は勧告)

第20条 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対して、必要な措置を講ずるよう助言又は指導を行うことができる。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、事業者に対して、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 第11条の規定による届出を行わないとき、又は届出の内容に虚偽があるとき。

(2) 第12条第1項の規定による市長の同意を得ずに事業に着手したとき。

(3) 前条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

(4) 前条第1項の規定による立入調査を拒み、若しくは妨げ、又は忌避したとき。

(5) 前条第1項の規定による立入調査の際に質問に答弁せず、又は虚偽の答弁をしたとき。

(6) 正当な理由がなく前項の規定による助言又は指導に従わなかったとき。

(公表)

第21条 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由なく勧告に従わないときは、当該勧告に従わない事業者の氏名及び住所並びに当該勧告の内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該事業者に弁明の機会を与えなければならない。

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前において、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第9条第1項の規定による申請を行った事業（以下「再エネ特措法による申請済事業」という。）について、この条例の規定は、適用しない。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日前において、再エネ特措法による申請済事業であっても現に工事に着手していない事業については、この条例の規定（第12条及び第20条第2項第2号を除く。）を適用する。
- 4 施行日以後90日を経過する日までの間に工事に着手しようとする場合は、第11条第1項中「当該事業に着手しようとする日の90日前までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。

第10号議案

白石市部設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年2月20日

白石市長 山 田 裕 一

白石市部設置条例の一部を改正する条例

白石市部設置条例（平成4年白石市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中キをクとし、カの次に次のように加える。

キ 病院事業に関する事項

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

第 1 1 号議案

白石市民バス条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 2 0 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市民バス条例の一部を改正する条例

白石市民バス条例（平成17年白石市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1路線名の項中「 | 薬師堂線 | 」を削り、「 | 小原線 | 」を
「 | 小原線
| まちなか循環便 | 」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

第 1 2 号議案

白石市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 2 0 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例

白石市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年白石市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「あらかじめ」の次に「第15条第1項に規定する」を、「白石市公の施設指定管理者選定審査会」の次に「（白石市病院事業の設置等に関する条例（令和4年白石市条例第17号）第4条第1項に規定する病院（第15条第1項及び第18条の2第1項において単に「病院」という。）に係る指定管理者の候補者を選定する場合にあっては、第18条の2第1項に規定する白石市病院事業に関する指定管理者選定審査会）」を加える。

第15条の見出しを「白石市公の施設指定管理者選定審査会」に改め、同条第1項中「指定管理者」の次に「（病院に係る指定管理者を除く。）」を、「以下」の次に「この条から第18条までにおいて」を加える。

第18条の次に次の1条を加える。

（白石市病院事業に関する指定管理者選定審査会）

第18条の2 病院に係る指定管理者の選定を公平かつ適正に行うため、白石市病院事業に関する指定管理者選定審査会（次項において「病院事業審査会」という。）を置く。

2 第15条第2項及び前3条の規定は、病院事業審査会について準用する。この場合において、第16条第1項中「学識経験」とあるのは「高度の専門的な学識経験」と、同条第2項中「2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間」とあるのは「委嘱の日から指定管理者の候補者選定に関する意見を市長に提出する日まで」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

第 1 3 号議案

白石市地籍調査実施委員会条例を廃止する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 2 0 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市地籍調査実施委員会条例を廃止する条例

白石市地籍調査実施委員会条例（昭和54年白石市条例第26号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

第 1 4 号議案

白石市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 2 0 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

白石市特別職の職員の給与に関する条例（昭和42年白石市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中第29号を削り、第30号を第29号とし、第31号から第37号までを1号ずつ繰り上げ、第38号を第37号とし、同号の次に次の1号を加える。

（38） 白石市病院事業に関する指定管理者選定審査会の委員

別表第2 白石市地籍調査実施委員会の委員の項を削り、同表中白石市公の施設指定管理者選定審査会の委員の項の次に次のように加える。

白石市病院事業に関する指定管理者 選定審査会の委員	〃	25,000円	
------------------------------	---	---------	--

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

第 1 5 号議案

簡易給水施設補助金交付に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 2 0 日

白石市長 山 田 裕 一

簡易給水施設補助金交付に関する条例の一部を改正する条例

簡易給水施設補助金交付に関する条例（昭和51年白石市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項を次のように改める。

（補助金の交付基準）

第4条 前条の補助金交付の対象となる経費は、簡易給水施設に要する経費で次に掲げるものとする。

- （1） 新設に要する費用
- （2） 修復改善に要する費用
- （3） 修復改善に伴う水質検査に要する費用

第4条第2項中「3分の1」を「2分の1」に改める。

第7条第2号中「なさしめる」を「講じる」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

第 1 6 号議案

白石市道路占用料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 2 0 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市道路占用料条例の一部を改正する条例

白石市道路占用料条例（昭和47年白石市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表中「

占用物件		単位	占用料 (単位 円)
法第32 条第1項 第1号に 掲げる工 作物	第1種電柱	1本につき1年	380
	第2種電柱		580
	第3種電柱		780
	第1種電話柱		340
	第2種電話柱		540
	第3種電話柱		740
	その他の柱類		34
	共架電線その他上空 に設ける線類	長さ1メートルに つき1年	3
	地下に設ける電線そ の他の線類		2
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	330
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メ ートルにつき1年	200
	変圧塔その他これに 類するもの及び公衆 電話所	1個につき1年	680
	郵便差出箱及び信書 便差出箱		280
	広告塔	表示面積1平方メ ートルにつき1年	670
その他のもの	占用面積1平方メ ートルにつき1年	680	

法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年	14
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			20
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			30
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			41
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			61
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			81
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			140
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			200
	外径が1メートル以上のもの			410
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占有面積1平方メートルにつき1年	680
法第32条第1項	地下街及び地下室	階数が1のもの		Aに0.005を乗じて得た額

第5号に掲げる施設	階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額	
	階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額	
	上空に設ける通路		330	
	地下に設ける通路		200	
	その他のもの		680	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		7	
	その他のもの		67	
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	67
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	670
	標識		1本につき1年	540
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	7
		その他のもの	1本につき1月	67
	幕（令第	祭礼、縁	その面積1平方メ	7

	7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	メートルにつき1日	
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	67
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	670
		その他のもの		330
令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき1年	680	
令第7条第3号に掲げる施設			Aに0.033を乗じて得た額	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	67	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			68	
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額	
	上空に設けるもの			Aに0.023を乗じて得た額
	地下（ト	階数が1		Aに0.005を

	トンネルの上の地下を除く。	のもの 階数が2のもの 階数が3以上のもの	乗じて得た額 Aに0.008を乗じて得た額 Aに0.01を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額
令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.023を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.016を乗じて得た額
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに0.023を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.016を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.033を乗じて得た額
令第7条第13号	トンネルの上又は自動車専用道路（高架		Aに0.023を乗じて得た額

に掲げる 施設	のものに限る。)の 路面下に設けるもの	
	上空に設けるもの	Aに0.023を 乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.033を 乗じて得た額

」を「

占用物件		単位	占用料 (単位 円)
法第32 条第1項 第1号に 掲げる工 作物	第1種電柱	1本につき1年	430
	第2種電柱		670
	第3種電柱		900
	第1種電話柱		390
	第2種電話柱		620
	第3種電話柱		850
	その他の柱類		39
	共架電線その他上空 に設ける線類	長さ1メートルに つき1年	4
	地下に設ける電線そ の他の線類		2
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	380
地下に設ける変圧器	占用面積1平方メ ートルにつき1年	230	
変圧塔その他これに 類するもの及び公衆 電話所	1個につき1年	780	
郵便差出箱及び信書 便差出箱		330	

	広告塔	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	5 9 0
	その他のもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	7 8 0
法第 3 2 条第 1 項第 2 号に掲げる物件	外径が 0. 0 7 メートル未満のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	1 6
	外径が 0. 0 7 メートル以上 0. 1 メートル未満のもの		2 3
	外径が 0. 1 メートル以上 0. 1 5 メートル未満のもの		3 5
	外径が 0. 1 5 メートル以上 0. 2 メートル未満のもの		4 7
	外径が 0. 2 メートル以上 0. 3 メートル未満のもの		7 0
	外径が 0. 3 メートル以上 0. 4 メートル未満のもの		9 3
	外径が 0. 4 メートル以上 0. 7 メートル未満のもの		1 6 0
	外径が 0. 7 メートル以上 1 メートル未満のもの		2 3 0
	外径が 1 メートル以上のもの		4 7 0

法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	780
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額
	上空に設ける通路			290
	地下に設ける通路			180
その他のもの		780		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	6
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	59
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（ア一チであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	59
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	590
	標識		1本につき1年	620
旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	6	

		その他のもの	1本につき1月	59
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	6
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	59
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	590
		その他のもの		290
令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき1年		780
令第7条第3号に掲げる施設				Aに0.031を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月		59
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				78
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年		Aに0.017を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.017を

	地下（トンネルの 上の地下を除く。 ）に設けるもの	階数が1のもの 階数が2のもの 階数が3以上のもの	乗じて得た額 Aに0.004を乗じて得た額 Aに0.006を乗じて得た額 Aに0.007を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.025を乗じて得た額
令第7条 第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.015を乗じて得た額
令第7条 第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.015を乗じて得た額
令第7条 第11号に掲げる 応急仮設 建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.022を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.031を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.025を乗じて得た額

令第7条 第13号 に掲げる 施設	トンネルの上又は自 動車専用道路（高架 のものに限る。）の 路面下に設けるもの		Aに0.022を 乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.022を 乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.031を 乗じて得た額

」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の白石市道路占用料条例の規定は、この条例の施行の日以後に徴収すべき占用料について適用し、同日前までに徴収すべき占用料については、なお従前の例による。

第 17 号議案

白石市公共物管理条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 20 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市公共物管理条例の一部を改正する条例

白石市公共物管理条例（昭和47年白石市条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表中「

形態又は種類		単位	使用料 (単位 円)
柱類	第1種電柱	1本につき1年	380
	第2種電柱		580
	第3種電柱		780
	第1種電話柱		340
	第2種電話柱		540
	第3種電話柱		740
	その他の柱類		34
共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年	3
地下に設ける電線その他の線類			2
地上に設ける変圧器		1個につき1年	330
地下に設ける変圧器		使用面積1平方メートルにつき1年	200
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個につき1年	680
郵便差出箱及び信書便差出箱			280
広告塔及び広告板		表示面積1平方メートルにつき1年	670
地下埋設管類	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	14
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		20

	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		30
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		41
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		61
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		81
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		140
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		200
	外径が1メートル以上のもの		410
露店又は商品 置場等	祭礼、縁日その他の 催しに際し、一時的 に設けるもの	使用面積1平方 メートルにつき 1日	7
	その他のもの	使用面積1平方 メートルにつき 1月	67
看板（アーチ であるものを 除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方 メートルにつき 1月	67
	その他のもの	表示面積1平方 メートルにつき 1年	670
標識		1本につき1年	540
旗ざお	祭礼、縁日その他の 催しに際し、一時的 に設けるもの	1本につき1日	7

	その他のもの	1本につき1月	67
幕（工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	7
	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	67
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	670
	その他のもの		330
太陽光発電設備及び風力発電設備		使用面積1平方メートルにつき1年	680
工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設及び材料置場		使用面積1平方メートルにつき1月	67
通路橋		使用面積1平方メートルにつき1年	170
通路			100
その他の土地使用			土地評価額の4パーセント
土砂等の採取	土砂	採取量1立方メートルにつき	150
	砂		170
	切込砂利		180
	砂利（径8センチメートル未満のもの）		200
	栗石（径8センチメートル以上15センチメートル未満のもの）		200
	玉石（径15センチ		230

	メートル以上60センチメートル未満のもの)		
	転石（径60センチメートル以上のもの）	採取数量1個につき	370

」を「

形態又は種類		単位	使用料 (単位 円)
柱類	第1種電柱	1本につき1年	430
	第2種電柱		670
	第3種電柱		900
	第1種電話柱		390
	第2種電話柱		620
	第3種電話柱		850
	その他の柱類		39
共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年	4
地下に設ける電線その他の線類			2
地上に設ける変圧器		1個につき1年	380
地下に設ける変圧器		使用面積1平方メートルにつき1年	230
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個につき1年	780
郵便差出箱及び信書便差出箱			330
広告塔及び広告板		表示面積1平方メートルにつき1年	590
地下	外径が0.07メートル未満	長さ1メートル	16

埋設	のもの	につき1年	
管類	外径が0.07メートル以上 0.1メートル未満のもの		23
	外径が0.1メートル以上0 .15メートル未満のもの		35
	外径が0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの		47
	外径が0.2メートル以上0 .3メートル未満のもの		70
	外径が0.3メートル以上0 .4メートル未満のもの		93
	外径が0.4メートル以上0 .7メートル未満のもの		160
	外径が0.7メートル以上1 メートル未満のもの		230
	外径が1メートル以上のもの		470
露店又は商品 置場等	祭礼、縁日その他の 催しに際し、一時的 に設けるもの	使用面積1平方 メートルにつき 1日	6
	その他のもの	使用面積1平方 メートルにつき 1月	59
看板（アーチ であるものを 除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方 メートルにつき 1月	59
	その他のもの	表示面積1平方 メートルにつき 1年	590
標識		1本につき1年	620

旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	6
	その他のもの	1本につき1月	59
幕（工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	6
	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	59
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	590
	その他のもの		290
太陽光発電設備及び風力発電設備		使用面積1平方メートルにつき1年	780
工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設及び材料置場		使用面積1平方メートルにつき1月	59
通路橋		使用面積1平方メートルにつき1年	170
通路			100
その他の土地使用			土地評価額の4パーセント
土砂等の採取	土砂	採取量1立方メートルにつき	150
	砂		170
	切込砂利		180
	砂利（径8センチメートル未満のもの）		200
	栗石（径8センチメートル以上15センチメートル未満のもの）		200

	チメートル未満のもの)		
	玉石（径15センチメートル以上60センチメートル未満のもの)		230
	転石（径60センチメートル以上のもの)	採取数量1個につき	370

」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の白石市公共物管理条例の規定は、この条例の施行の日以後に徴収すべき使用料について適用し、同日前までに徴収すべき使用料については、なお従前の例による。

第 1 8 号議案

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 2 0 日

白石市長 山 田 裕 一

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例
 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年白石市条例第2
 4号）の一部を次のように改正する。

別表中「

種別		単位	使用料
第1種電柱		1本につき	380円
第2種電柱		1年	580円
第3種電柱			780円
第1種電話柱			340円
第2種電話柱			540円
第3種電話柱			740円
その他の柱類			34円
共架電線その他上空に設ける線類			長さ1メー トルにつき 1年
地下に設ける電線その他の線類		2円	
変圧塔その他これに類するもの及び公衆 電話所		1個につき 1年	680円
郵便差出箱及び信書便差出箱			280円
地下埋設 管類（公 共性のあるものに 限る。）	外径が0.07メートル未満 のもの	長さ1メー トルにつき 1年	14円
	外径が0.07メートル以上 0.1メートル未満のもの		20円
	外径が0.1メートル以上 0.15メートル未満のもの		30円
	外径が0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの		41円
	外径が0.2メートル以上 0.3メートル未満のもの		61円
	外径が0.3メートル以上		81円

	0.4メートル未満のもの		
	外径が0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの		140円
	外径が0.7メートル以上1 メートル未満のもの		200円
	外径が1メートル以上のもの		410円

」を「

種別		単位	使用料
第1種電柱		1本につき	430円
第2種電柱		1年	670円
第3種電柱			900円
第1種電話柱			390円
第2種電話柱			620円
第3種電話柱			850円
その他の柱類			39円
共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メー	4円
地下に設ける電線その他の柱類		トルにつき 1年	2円
変圧塔その他これに類するもの及び公衆 電話所		1個につき 1年	780円
郵便差出箱及び信書便差出箱			330円
地下埋設 管類（公 共性のあるものに 限る。）	外径が0.07メートル未満 のもの	長さ1メー トルにつき	16円
	外径が0.07メートル以上 0.1メートル未満のもの	1年	23円
	外径が0.1メートル以上 0.15メートル未満のもの		35円
	外径が0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの		47円

外径が0.2メートル以上 0.3メートル未満のもの	70円
外径が0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの	93円
外径が0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの	160円
外径が0.7メートル以上1 メートル未満のもの	230円
外径が1メートル以上のもの	470円

」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に徴収すべき使用料について適用し、同日前までに徴収すべき使用料については、なお従前の例による。

第 1 9 号議案

白石市材木岩公園等設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 2 0 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市材木岩公園等設置条例の一部を改正する条例

白石市材木岩公園等設置条例（平成3年白石市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第2第1項第1号、第2号及び第3号の表を次のように改める。

(1) 面積を単位として利用を認める場合

区分	単位	金額
露店、興行等の敷地	1平方メートルにつき1日	6円
上空に設ける通路	1平方メートルにつき1年	290円
地下に設ける通路		180円
工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設及び材料置場	1平方メートルにつき1月	59円
その他のもの	1平方メートルにつき1年	780円

(2) 箇数を単位として使用を認める場合

区分	単位	金額
第1種電柱	1本につき1年	430円
第2種電柱		670円
第3種電柱		900円
第1種電話柱		390円
第2種電話柱		620円
第3種電話柱		850円
その他の柱類		39円
標識		620円
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	780円
郵便差出箱及び信書便差出箱		330円

(3) 長さを単位として使用を認める場合

	区分	単位	金額
--	----	----	----

地下埋設管類	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき 1年	16円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		23円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		35円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		47円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		70円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		93円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		160円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		230円
	外径が1メートル以上のもの		470円
共架電線その他上空に設ける線類			4円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の白石市材木岩公園等設置条例の規定は、この条例の施行の日以後に徴収すべき使用料について適用し、施行の前日までに徴収すべき使用料については、なお従前の例による。

第 2 0 号議案

白石市都市公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 2 0 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市都市公園条例の一部を改正する条例

白石市都市公園条例（昭和46年白石市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

公園施設を設け、又は都市公園を占用する場合の使用料

1 面積を単位として利用を認める場合

区分	単位	金額
露店、興行等の敷地	1平方メートルにつき1日	6円
上空に設ける通路	1平方メートルにつき1年	290円
地下に設ける通路		180円
工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設及び材料置場	1平方メートルにつき1月	59円
その他のもの	1平方メートルにつき1年	780円

2 箇数を単位として使用を認める場合

区分	単位	金額
第1種電柱	1本につき1年	430円
第2種電柱		670円
第3種電柱		900円
第1種電話柱		390円
第2種電話柱		620円
第3種電話柱		850円
その他の柱類		39円
標識		620円
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	780円
郵便差出箱及び信書便差出箱		330円

3 長さを単位として使用を認める場合

	区分	単位	金額
--	----	----	----

地下埋設管類	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	16円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		23円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		35円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		47円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		70円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		93円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		160円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		230円
	外径が1メートル以上のもの		470円
	共架電線その他上空に設ける線類		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の白石市都市公園条例の規定は、この条例の施行の日以後に徴収すべき使用料について適用し、施行の前日までに徴収すべき使用料については、なお従前の例による。

第 2 1 号議案

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行
に伴う関係条例の整備に関する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 2 0 日

白石市長 山 田 裕 一

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行
に伴う関係条例の整備に関する条例

(白石市障害児通所施設条例の一部改正)

第1条 白石市障害児通所施設条例(平成10年白石市条例第7号)の一部
を次のように改正する。

第6条第2項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(白石市子ども・子育て会議設置条例の一部改正)

第2条 白石市子ども・子育て会議設置条例(平成25年白石市条例第28
号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める
。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

第 2 2 号議案

白石市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 2 0 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

白石市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（令和2年白石市条例第10号）の一部を次のように改正する。

「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項各号」を「第19条各号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

第36条第2項及び第3項中「同項第1号」を「同条第1号」に改める。

第53条第2項中「書面等の交付又は提出」を「書面等による同意」に改め、「代えて、」の次に「第6項において準用する」を加え、「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」を「書面等による同意」に、「提供する」を「得る」に、「書面等を交付又は提出した」を「書面等による同意を得た」に改め、同項第1号イ中「記載事項」を「同意に関する事項」に、「提供を受ける」を「同意を行う」に、「受けない」を「行わない」に改め、同項第2号中「記載事項」を「同意に関する事項」に、「交付する」を「得る」に改め、同条第3項中「前項各号」を「第6項において準用する前項各号」に改め、同条第4項中「保育施設等は、」の次に「第6項において準用する」を加え、「記載事項を提供しよう」を「同意を得よう」に、「記載事項を提供する」を「同意を得ようとする」に改め、同項第1号中「第2項各号」を「第6項において準用する第2項各号」に改め、同条第5項中「前項」を「第6項において準用する前項」に、「提供を受けない」を「同意を行わない」に、「第2項に規定する記載事項の提供」を「この条例の規定による書面等による同意の取得」に改め、同項ただし書中「保育給付認定保護者等が再び」の次に「第6項において準用する」を加える。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第26条及び第5

3条の規定は公布の日から施行する。

第 2 3 号議案

白石市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 2 0 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

白石市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年白石市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するとき、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業所を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらにより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれがある）

少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いてブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

第10条中「ときは、」の次に「その行う保育に支障がない場合に限り、」を加え、同条ただし書を削る。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の白石市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置(以下この項において「ブザー等」という。)を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

第 2 4 号議案

白石市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 2 0 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

白石市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成27年白石市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を行う場合の所在の確認)

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第12条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を

継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（安全計画の策定等に係る経過措置）

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の白石市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

第 2 5 号議案

白石市国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 2 0 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市国民健康保険条例の一部を改正する条例

白石市国民健康保険条例（昭和34年白石市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「40万8,000円」を「50万円」に改め、同項ただし書を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る白石市国民健康保険条例第5条第1項の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

第 2 6 号議案

白石市道路線の認定について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 2 0 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、市道の路線を下記のとおり認定する。

記

路線番号	路線名	起 点	終 点	延 長 (m)	敷地の 幅 員 (m)
20297	新館6号線	白石市新館町2 4番地先	白石市新館町2 番115地先	239.70	5.10 ～ 7.50
20298	新館7号線	白石市新館町2 05番7地先	白石市新館町2 番19地先	413.60	4.00 ～ 8.20
20299	鷹巣東28号線	白石市鷹巣東四 丁目5番8地先	白石市鷹巣字伊 崎27番4地先	133.20	4.10 ～ 11.20